

## 第一回 参議院内閣委員会会議録 第四号

第一回 参議院内閣委員会会議録 第四号

昭和五十二年三月二十四日(木曜日)

午前十時四十三分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

福井

勇君

補欠選任  
世耕 政隆君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

増原 恵吉君

上田 岡田 野田 秦

事務局側  
常任委員会専門  
員 外務省国際連合  
局科学課長  
大蔵省財政局國  
有財産審査課長太田 博君  
山本 昭市君

首藤 俊彦君

岩田 弘文君

氣象庁次長

気象庁長官

住田 高橋 有住

正二君 寿夫君 直介君

辻 敬一君

園山 重道君 山上 孝史君

運輸省鐵道監督  
局長  
運輸省航空局長

運輸大臣官房長

運輸省設置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、宇宙開発事業団副理事長松浦陽恵君を参考人として出席を求めていたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○委員長(増原恵吉君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○野田哲君 まず今回の運輸省設置法の一部改正が、気象衛星セントラルの設置という問題を提起をしておりますので、そのことに関連をして衛星打ち上げの問題でまず最初に伺っておきたいと思うんです。

一九七四年、昭和四十九年三月二十七日に、日本とアメリカの間で、マーシャル群島のクアジャリソ島へ宇宙開発事業団の衛星打ち上げに関連をした基地を設置するという取り決めが行われておりますけれども、この点について伺つておきたいと思うんです。

この一九七四年三月二十七日のクアジャリソ島を使うという取り決めに至るについて、このクアジャリソ島へ基地を設置するという要求は、これは日本側から行つたことで取り決めが行われたのか、あるいはアメリカ側からこういう要求があつて取り決めて至ったのか、まずその点をお答えいただきたいと思うのです。

○政府委員(園山重道君) 先生御質問のダウソジ局と、そういうものでござりますけれど、これは、ダウソジ局と申しますのは、英語で「ダウソ」

と申しますのは、「先の方」ということございま

○委員長(増原恵吉君) この際、参考人の出席要件についてお詫びいたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨二十三日、福井勇君が委員を辞任され、その補欠として世耕政隆君が選任されました。

○委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

して、ロケットを打ち上げました場合に、私ども宇宙開発事業団 種子島からロケットを打ち上げますけれども、当初、種子島におきましてレーダーによってその追尾を行いコントロール等を行うわけございますが、これがある距離参りますと、種子島からは地平線の下に沈んでしまいます。それが見えなくなります。したがいまして、その先の方に、ロケットを追尾いたしまして、ロケットの状態が正常であるかどうかということを調べます。万一路に異常がある、その軌道がずれておるというような場合には、必要によつてはロケットを破壊するといふようなことを行う必要がございます。これをダウンレンジ局と言つております。こういう局がロケットを打ち上げますためにはどうしても必要でございまして、これは実は宇宙開発事業団が一昨年の九月に打ち上げました「きく」の一號あるいは昨年の二月に打ち上げました……

○野田哲君 局長ね、聞いたことだけ答えてください、後でいろいろ聞いていきますから。

○政府委員(園山重道君) はい。こういう局でござりますので、場所的に適当な場所というのがあるわけでござります。したがいまして、この電離層衛星あるいは技術試験衛星というものを、種子島から打ち上げます場合に必要な位置といふことを技術的に検討いたしますと、その附近が御指摘のようなクアジャリソ島を含みますアメリカの統治下にあります場所になりますので、アメリカ側に打診をいたしましたところ、いわゆるいろいろな設備がある、人が住めるといったところで、このクアジャリソ島が最も適当であるという返答が来ましたので、この設置を外務省に折衝方をお願いいたわけございます。

○野田哲君 あのマーシャル群島一帯たくさんの中にあるわけですから、技術的にクアジャリ

國務大臣	運輸大臣	田村 元君
政府委員	内閣官房副長官	塩川正十郎君
國務大臣	運輸大臣	田村 元君

○委員長(増原恵吉君) この際、参考人の出席要件についてお詫びいたします。

○参考人の出席要求に関する件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

ン島でなければならないのですか、それ以外はだめなんですか。

○政府委員(國山重道君) 若干詳しい話を申し上げなければいけないのでござりますけれども、先ほど申し上げかけました技術試験衛星一号、一昨年九月に打ち上げましたものと、昨年二月に打ち上げました電離層観測衛星、この二つは若干打ち上げます軌道方向が違うわけでございますが、これの両方が見えます場所といいますと、あのクアジャリノ島付近でございまして、もちろんほかにも島はいろいろあるかと思います。しかしながら、そこに相当の設備をいたしまして、そこに何人かの人間が行きましてその作業をするということになりますと、たとえば無人島等ではこれはできませんので、その辺のどういう島が扱うことが可能であるかということをアメリカ側に打診した結果、アメリカ側からクアジャリノ島が最もいいという返答が来たわけでございます。

○野田哲君 外務省見えておりますか。——このクアジャリノ島というのは、これは私の承知をしている限りでは、これはアメリカの軍事用ミサイル、ABM、これを中心にした実験場として使用されている島で、これは全島一円が米軍の基地であって、部外者の立ち入りは非常にむずかしい、米軍の許可がなければ一步も入れない、こういう性格の島だというふうに私は承知しているのですが、その点はどうですか。

○説明員(太田博君) お答え申し上げます。○野田哲君 クアジャリノ島といふのは、これは私の承知をしておりましたとおり、クアジャリノ島の二つは若干打ち上げました電離層観測衛星、この二つは若干打ち上げます軌道方向が違うわけでございますが、これの両方が見えます場所といいますと、あのクアジャリノ島付近でございまして、もちろんほかにも島はいろいろあるかと思います。しかしながら、そこに相当の設備をいたしまして、そこに何人かの人間が行きましてその作業をするということになりますと、たとえば無人島等ではこれはできませんので、その辺のどういう島が扱うことが可能であるかということをアメリカ側に打診した結果、アメリカ側からクアジャリノ島が最もいいという返答が来たわけでございます。

○野田哲君 外務省見えておりますか。——このクアジャリノ島といふのは、これは私の承知をしておりましたとおり、クアジャリノ島の二つは若干打ち上げます軌道方向が違うわけでございますが、これの両方が見えます場所といいますと、あのクアジャリノ島付近でございまして、もちろんほかにも島はいろいろあるかと思います。しかしながら、そこに相当の設備をいたしまして、そこに何人かの人間が行きましてその作業をするということになりますと、たとえば無人島等ではこれはできませんので、その辺のどういう島が扱うことが可能であるかということをアメリカ側に打診した結果、アメリカ側からクアジャリノ島が最もいいという返答が来たわけでございます。

す。

○野田哲君 このクアジャリノ島の施設の米軍が使つておる基地の中心といふのは、ABM、ミサイル要撃ミサイル、これがあの島の使用の中心になつて、これは間違いませんね。

○説明員(太田博君) お答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、クアジャリノ島が米国の軍事基地であるということは確かでござります。で、これの代理権を持っておりますのが三菱商事でございます。したがつて、われわれは国内といたしまして三菱商事にこれを発注いたしました。

○野田哲君 取り決められた文書の内容について

具体的に伺つてまいりたいと思うのですが、この米側の文書によりますと、第一項で、日本の宇宙開発事業団は、基地の設置と運営のために、合衆国政府によつて承認をされた合衆国のコントラクターと契約を結ぶであろう、こういう意味の文章が第一項になつておりますが、この合衆国政府によって承認されたコントラクターといふのはどうか、説明してもらいたいと思ひます。

○参考人(松浦陽恵君) お答え申し上げます。

御承知思いますが、アメリカ国内では、

企業である限りにおいては、日本側の企業もこれにかかわっているわけです。それ全部言つてくれます。

○参考人(松浦陽恵君) トムソン・ラモ・ウッド

リッジと申しますのをTRWと略称いたしておりますが、普通もうTRW・システムズと、こう申

してあります。で、これの代理権を持っておりますのが三菱商事でございます。したがつて、われわれは国内といたしまして三菱商事にこれを発注いたしました。

○野田哲君 そういたしますと、この取り決めの文書、アメリカ側の文書の中で、宇宙開発事業団の基地が契約人の職員によつて維持、運営されることを記載する、こういうふうな意味の文書でありますけれども、この契約人の職員によつて維持、運営されることが明記されるということを承認されたコントラクターといふのはどう

いう性格の人なんですか。これは科学技術庁ですか、説明してもらいたいと思ひます。

○野田哲君 そういたしますと、この取り決めの文書、アメリカ側の文書の中で、宇宙開発事業団の基地が契約人の職員によつて維持、運営される

ことを記載する、こういうふうな意味の文書が英文でありますけれども、この契約人の職員によつて維持、運営されることが明記されるということを承認されたコントラクターといふのはどう

いう性格の人なんですか。これは科学技術庁ですか、説明してもらいたいと思ひます。

○野田哲君 そういたしますと、この取り決めの文書、アメリカ側の文書の中で、宇宙開発事業団の基地が契約人の職員によつて維持、運営される

波を経由いましまして種子島の宇宙センター打ち上げ場との連絡回線、こういったものがございまして、連絡がとれるようになつております。そういう関係の設備その他必要なものを持つておるわけでございます。

○野田哲君 これは外務省か、あるいは科学技術

府、どちらでもいいんですけれども、このアメリカ側の文書の第二項で、日本の事業団による基地の使用は、マーシャル群島における合衆国政府の諸活動と調和したもの云々、こういう字句がある

と思うんです。これはまあ私の方の訳し方が正しいかどうか、そのことも含めて確認をしたいと思うのですが、私の読んだところではそういう意味のことがあります。統いて、事業団はその目的のために適切な合衆国政府機関の意見を聞くことになりますが、こういうふうになつておると思うのです。まず、そういう条項があるかないか、あるとすれば、まず第一に伺いたいのは、この合衆国

のため適切な合衆国政府機関の意見を聞くことになりますが、こういうふうになつておると思うのです。まず、そういう条項があるかないか、あるとすれば、まず第一に伺いたいのは、この合衆国

のため適切な合衆国政府機関の意見を聞くことになりますが、こういうふうになつておると思うのです。まず、そういう条項があるかないか、あると

すれば、まず第一に伺いたいのは、この合衆国

聞いておりますが、そのいわばトップの人との協議というふうに理解しております。

○野田哲君 そうするとあれですか、宇宙開発事業団のクアジャリソ島に設置した基地と、その運営について、アメリカの軍の意見を聞かなければならぬ、こういうことが義務づけられているわけですね。これは、そういうことなんですか。

○政府委員(園山重道君) 原文におきますコンバティブルというような言葉、調和と、あるいは私ども両立というようなことで理解しておりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、電波を出しますという場合に、私どもの電波を出した場合に向こうに混信を与えるとか、あるいは向こうが電波を使っておりますときにこちらのロケットに支障を与えるとかいうことがあっては困りますので、その辺につきましては、こちらの計画というものを向こうに示しまして、いつの時点でおります。

○野田哲君 六項ですか、七項ですか、こういう項目がありますね。クアジャリソ島へのすべての来訪者は事前に合衆国機関によって点検をされると、こういう項があります。つまり、これはあれですか、すべてこの宇宙開発事業団に関係ある者でもアメリカの政府機関によって点検をされると、こういう意味ですか。

○政府委員(園山重道君) 御指摘の条項につきましては六項でございますけれども、これは御承知のように入数の制限がますござります。通常事業団の運営要員、先ほど松浦副理事長申し上げましたアメリカのコントラクター、TRWの人間を指

揮監督いたします人間というのは二名に限られるということ、いかなる場合にも、たとえば機材を運びましたりなんかするときにも、いわゆるア

メリカ人あるいは現地ミクロネシア人以外の者は六名以内に限定されるという限定がございます。したがいまして、また先生御指摘の点検を受けるというお話をございますが、私どもはこの島に行く人間につきましてはあらかじめ先方に通知をいたしましてその承認を受けるというふうに理解しておりますし、これはそういう軍の管轄下にあるところ、そういう者が行くというときには当然の措置かと考えておるわけでございます。

○野田哲君 第七項について聞きたいと思うんですが、基地はアメリカ合衆国政府の職員による検査を受けるであろう、こういう意味のことがあるというの、これはどういう立場の人ですか。

○政府委員(園山重道君) 簡単な条項で書いてござりますので、その詳細、だれがなるかということもつきましては私具体的には存じませんけれども、これは先ほど申し上げましたように、一つの無線局でございます。電波を出す無線局につきましては、わが国におきましても、これはつくるときにつきましては私具体的には存じませんけれども、これは先ほど申し上げましたように、一つの無線局といふものについて検査をするのは当然かと思つておりますし、また、それが具体的にアメリカの法規の中でだれがどういう権限を受権して検査をするかという詳細について存じないと申します。

○野田哲君 これはね、アメリカの政府の職員といふにはつきり書いてあるわけでございまして、そういう意味での無線局の検査といふことは当然行われるものと考えております。あるいはその基地運営上の何らかの点検というものがあるかどうか、これは詳細に私は存じております。

○野田哲君 これは局長、いまの説明はちょっと了解するわけにはいきませんよ。日本の宇宙開発事業団法によつて設置をしたこの基地に対しても、検査か、英語の訳の問題ですけれども、検査が査察か、

どういう人ががどういう目的で査察をするのか、これははつきり明確にしなければならないんじやないですか。

○政府委員(園山重道君) 先ほど申し上げましたのは、無線局、一番最初の御説明にも申し上げましたように、無線局といふのは外国の法人あるいは外国人に免許しないということになつておりますので、したがつて、コントラクター、契約者によってとすることになつております。したがいまして、無線局といふ形では、これはTRW社が設置したということございまして、その運用につきまして当然宇宙開発事業団が指揮監督いたしますけれども、そういうアメリカにとつてみれば国内の無線局といふものについて検査をするのは当然かと思つておりますし、また、それが具体的にアメリカの法規の中でだれがどういう権限を受権して検査をするかという詳細について存じないと申します。

○野田哲君 これはね、アメリカ合衆国政府の職員といふにはつきり書いてあるわけでございまして、そういう意味での無線局の検査といふことは、恐らくその島を管理している軍関係の人であろうかと、こう推測はいたします。

○参考人(松浦陽恵君) いまのに関連してお答え申します。

実際に検査とあの文書には書いてはございませんけれども、電波の関係以外には何にも検査を受けたことはございません、実際問題。

○野田哲君 その電波の関係以外には検査を受けたことはないという、その電波の検査はだれがやつたんですか。

○参考人(松浦陽恵君) 私、申しわけございますが、これは取り決めとしてはおかしいんじゃないですか。これははつきり、政府のどういう機関のだれ、どういうポストにある人がどういう検査をするか、ということは当然わかつてなきやおかしいんじゃないですか。

○政府委員(園山重道君) こういった問題につきまして、私の理解いたしましては、アメリカの国内法なり国内の手続によりまして決められた職員が検査をすると、こう理解をしておるわけでございます。

○野田哲君 先ほど來の説明によると、第二項では、これはアメリカの諸活動と調和したものでなければならぬ、こういうことだし、その項で答えてられたわけですね。ここで今度は、同じよう

にアメリカ合衆国政府職員による検査という点について、どなたか、どういうボストの人がわからない。アメリカの法によつて定めある者がやるんでしょう。これはどうも理解できない。やはりここも軍といふことになるんじやないですか。

○政府委員(園山重道君) 現実的に、具体的にどう行われているか、副理事長御存じであればお答えしていただきたいと思っておりますけれども、私の理解でも、現実にそこに来て検査をする人にとっては、恐らくその島を管理している軍関係の人であろうかと、こう推測はいたします。

○参考人(松浦陽恵君) いまのに関連してお答え申します。

実際に検査とあの文書には書いてはございませんけれども、電波の関係以外には何にも検査を受けたことはございません、実際問題。

○野田哲君 その電波の関係以外には検査を受けたことはないという、その電波の検査はだれがやつたんですか。

○参考人(松浦陽恵君) 私、申しわけございませんが、これは存じておりません。しかし、アメリカでは、日本の郵政局に相当した電波の免許を出すところがあるわけでございまして、そこが承認しなければアメリカの国内といえども電波は出せないわけだと思いますので、そういう関係の検査を受けたというふうに私は考えております。

○野田哲君 だから、ここに規定してある、アメリカ合衆国政府職員の検査を受けるという、この政府職員といふのは、それは電波関係を扱つてゐる合衆国政府の職員といつてもいろいろありますよ、これ。だから、ここに規定してある合衆国政府の職員といふのはどういう機関なんですか、これがはつきりしてもらいたいと思うんです。

○参考人(松浦陽恵君) 先ほど申し上げました電波の検査は受けました。で、これがだれによつて

受けられましたかちょっと調べさせていただきました。後して、お時間をちょうどいいと思います。後でお答え申し上げたいと思います。

○野田哲君 では、それは後で何うことにして、まあこの問題、総括的に言えは、これはやはりアメリカのクアジャリン島というのは、どう説明されようとも、これはABMミサイル、要撃ミサイルの基地ですよ、これは。そこへ設置をした日本事業団の基地が、米軍の意見を聞かなければならぬ、こういう取り決めが行われているし、あるいは合衆国政府の検査を受ける。つまり、これはアメリカの軍の機構の中に事業団の基地の運営が組み込まれているということは、これはもうはつきりしていると思ふんです。これはやはり事業団法の平和目的のために云々ということからすると、この電波そのものが軍目的ではないにして、そういうところに設置をして、しかもアメリカの軍の意見を聞かなければいけない、検査を受けなければいけないということであれば、これはやはり事業団法第一条の平和目的のために云々という、この性格に私はふさわしくない、こういふ認識を国民に持たれてもこれはやむを得ないんじやないかと思うんですよ。この点はいかがですか。

○政府委員(園山重道君) 私どもは、先生御指摘のとおり宇宙開発事業団法第一条におきまして「平和の目的に限り、」ということが明確にうたわれておりますので、宇宙開発事業団の開発活動すべて平和の目的を志向したものと考えております。また、御指摘のクアジャリン島の使用にいたしましても、その口上書の冒頭におきまして、明らかにこれは平和目的のための技術試験衛星及び電離層観測衛星の打ち上げに協力するということが冒頭にうたわれているわけでございまして、私どもといたしましては、そこに疑義はないものと考えております。

○野田哲君 あなたはそこでそういうふうにおっしゃつても、これはやはりそのマーシャル群島地の現地の住民は、やはり、またまた日本が南太

洋地域にアメリカと提携をして非常に危険なもの設置をしたと、こういうふうに見ているわけです。これはだから、いま局長が言われたよう

に、事業団法第一条の「平和の目的に限り、」云々の軍の意見を聞かなければならないとか、あるいは査察を受けなければならないというような設置の仕方、これはもう解消すべきであると思うんであります。ほかの、もつと平和目的だということが説明できるよう、軍の目的で使われておる島とは関係ない地域にこれは変更すべきだと、このことを申し上げて、あと次の問題に入つていただきたいと思うんです。残った問題は後でわかったときに伺いたいと思います。

田村運輸大臣とは、労働大臣、労働次官當時何回か、運輸大臣以前の労働行政の当時接触をしたいきさつがあるわけで、大変物わかりのいい大臣だと思っていましたが、運輸大臣としては、どうもそういう認識を変えなければならないんじゃないかなと思うんです。

この気象衛星センターの設置という問題が、いま議題になつてゐるわけでありますので、国際的にも、世界で五つのこの一つを分担をしておるということで、非常に重要な意味があるんだろうと思います。この気象衛星センター、高度の技術を持つたこの設置ということ、このことについては私も特に問題提起するつもりはないんですけど、大変非科学的な男でございますので、こういう問題、非常に専門的な問題でござりますから、詳しく述べて、地域の住民の声、自治体の関係者の声に率直に耳を傾けて検討される意思はありませんか。

○國務大臣(田村元君) 実はそういう声があることも承知をしております。私も着任しましてこの声を耳にしたものでありますから、気象庁長官を呼びましていろいろと聞いてみました。実は私は大変非科学的な男でございますので、こういう問題、非常に専門的な問題でござりますから、詳しく述べて、地域の住民の声、自治体の関係者の声に率直に耳を傾けて検討される意図はありますか。

○野田哲君 地元の関係者に十分周知徹底をすることが必要だと考えているということのお答えがあつたわけですから、聞いている感じとして、この廃止ということについて周知徹底をする地域住民に対して周知徹底をするとか、いろいろなことは当然考えなければならないというふうに思っております。

○野田哲君 地元の関係者に十分周知徹底をすることは必要だと考えているということをお答えがあつたわけですから、聞いている感じとして、この廃止ということについて周知徹底をするは、この廃止ということについて周知徹底をするところを、これを四カ所を残してことしの三月三十一日付で廃止をする、こういう方針が進められていて、こ

関係ないんですが、県議会、道議会、それぞれこの関係のある地域では廃止反対の決議がされ、あるいは陳情が各地で起つていて、それで、運輸大臣としてもそういう声が地域から上がっているということは承知をされていると思うんです。きのうだけで私のところにもこんなに電報が来ております。これはそれぞれ、夕張市長とか議長、福島県の郡山の市会議長、市長、こういふうちに各自治体の市長、議長から、きのうだけでこんなに電報が来たわけですけれども、運輸大臣としては、これだけ地域から廃止反対の強い要望があるわけですから、三月三十一日付で廃止をするという既定方針、これをこの段階で再検討して、地域の住民の声、自治体の関係者の声に率直に耳を傾けて検討される意図はありますか。

○國務大臣(田村元君) 実はそういう声があることも承知をしております。私も着任しましてこの声を耳にしたものでありますから、気象庁長官を呼びましていろいろと聞いてみました。実は私は大変非科学的な男でございますので、こういう問題、非常に専門的な問題でござりますから、詳しく述べて、地域の住民の声、自治体の関係者の声に率直に耳を傾けて検討される意図はありますか。

○野田哲君 三月三十一日と、こういう既定方針でかなり進められているというふうに私は思つてます。ここには二月十七日付で札幌の文書が出ていて、私、写しを見せてもらつたわけですが、御納得のいくまでお聞きをいたしました。それでも、「気象通報所無人化に伴う処理」といふことで、具体的にもう三月三十一日に至るまでの処理をするか、こういうことで、從来、通報所が実施していた気象観測は昭和五十二年四月一日九時の観測をもつて終了するが、あるいは無人化に伴う積雪観測は委託によるとか、本年四月以降必要と考えられるところは直ちに検討を開始するとか、あるいは店舗、宿舎の開口部は金網や板によって閉鎖をして、外部からのいたずらを防止するよう、つまり打ちつけてしまうと、金網を張つて打ちつけてしまつと、ここまで大臣、閣僚が、片一方において、同じ気象行政の中で国

あるいは議会の意見も、あるいは関係諸団体の意見も聞いた上で結論を出すと、こうしたことになります。ただ、ぜひお願い申し上げたいことは、当委員会におかれましても、ひとつ専門家の大気室からその経緯といいますか、理由等に提げることは、これは話の筋から言つて当然だろうと思います。ただ、ぜひお願い申し上げたいことは、当委員会におかれましても、ひとつ専門家の大気室からその経緯といいますか、理由等に提げることは、これは話の筋から言つて当然だろうと思います。

○國務大臣(田村元君) 存続せしめるのであれば周知徹底させる必要はないわけでございますが、周知徹底させるということ自体はやはり廃止を前提出すことは、これは話の筋から言つて当然だろうと思います。ただ、ぜひお願い申し上げたいことは、当委員会におかれましても、ひとつ専門家の大気室からその経緯といいますか、理由等に提げることは、これは話の筋から言つて当然だろうと思います。

○野田哲君 三月三十一日と、こういう既定方針でかなり進められているというふうに私は思つてます。ここには二月十七日付で札幌の文書が出ていて、私、写しを見せてもらつたわけですが、御納得のいくまでお聞きをいたしました。

すでに廃止されてしまったところについても、たとえば長野県の上田市においては、その機能を上田市で、市営で金をかけて存続をしているという例もあるわけですね。岩手県の方でもそういう措置を町が必要に迫られて町営で存続をしたという例も聞いていますから、これは画一的に三月三十一日で打ち止めと、こういうことではなくて、そこをもう少しうとりのある柔軟な扱いはできな  
いんですか。

○国務大臣(田村元君) 実施期日につきましては、一応四月一日といたしておきます。しかし、地元サービスの低下を来さない、あるいは地元関係者に対する説明等を十分に行いたい、このように存じておりますので、極端に硬直的な態度でなくして、慎重に検討をしてみたいと思います。

○野田哲君 そうすると、この四カ所を残して、

三月三十一日で残りは全部廃止という画一的な考

え方は再検討してもいいと、こういうふうに受けとめていいですか。

○国務大臣(田村元君) 一応三月三十一日で打ち

切りといら前提の上には立ちますけれども、しかし、地元サービスが欠けてはなりませんし、その

他いろいろと考えなければならぬこともありますから、いまからでも遅くありませんから、慎重に検討したいと、こういうことでござい

ます。

○野田哲君 もうちよつと田村元君と田村元君と私どもにわかりやすい説明をしてもらえませんか、どうですか。

○国務大臣(田村元君) まあ日本語というのはむずかしいものでありますから、慎重に検討するといふことは、硬直な考え方の基礎の上に立つといふことを意味しておるものではございません。

○野田哲君 聞けば聞くほどわからぬ。二十三ヵ所あるわけでしょう。で、四つは残すという方針なんでしょうね。この点、気象庁どうなんですか。

○政府委員(有住直介君) 通報所に、実は気象庁の自営で無線の通信網を持っておりまして、VHFの通信網でございますが、それの中継器が置い

てある個所におきましては、この中継器の保守の仕事というのがござりますために、その四カ所におきましては暫時二名を残すということで考えております。

○野田哲君 そのままおっしゃったのは北海道の滝川、青森県の弘前、それから秋田県の鷹巣、一関ですか、ここですね、四カ所。

○野田哲君 だから、残った十九カ所についても

これはもう少し地域でのぐら利用されている

とかとか、その地域の気象条件とか、あるいは通報

のための諸条件、こういうものをもう少し十九カ

所についても、まあ日にち三月三十一日といふ問題、これについては何かまあ先ほど大臣の方から

硬直した考えは持っていないということもあった

んですが、地域的にこの十九カ所についてももう

少し検討をされてもいいんじゃないかと思うんで

すね。この間新潟県の長岡市長は、この積雪の問

題についても、雪一つでも乾いた雪もあれば湿つ

た雪もあるんだよということで、この問題にやは

り非常に反対の声をNHKを通じて言っておられ

たことも私見たわけですね。少しこれは、やはり

そういうふうにそれぞれの地域の事情というものを十分に考慮に入れた措置ではないよう思ふん

で、まず三月三十一日、これにこだわらないとい

うこと、それから十九カ所という問題についても

もう一回検討する、こういうことで検討を願えな

いものかどうか、そこでです。

○政府委員(有住直介君) 雪がただいま出ました

んだけれども、雪につきましては委託観測とい

いものかどうか、そこです。

○野田哲君 いま、もう少し詳しく知りたければ

どこそこへ聞けばいいんだと、こういう説明であ

りますけれども、そこがやっぱり問題なんですよ。これは大臣こういう実情を御承知かどうか、

福井県の大野気象通報所がどういう状態で利用さ

れてるかといいますと、最近の例をとつてみま

すと、二月一日から十五日の半月間で四百六十回

ここに電話がかかってきているんです。一月じゅ

うは九百七十九回この大野気象通報所へ地元の人が

電話で照会をしてきているんです。しかも、この

一月、二月の照会の主な内容といふのは、やはり

積雪の状況、気温の状況で、聞いてくるところと

いうのは大野の市役所の各関係の部署の人、ある

いは税務署、建設省、北陸電力、農林省、農協、

台で予報を出して警報も出しております。ですか

ら、地元のサービスにおきましても、たとえば大

ぜいの方といふのはテレビを見たりラジオを聞い

たり、あるいは一七七という電話で聞いて、さら

にそれでは足りない知識、情報を得たいというと

きには、いろんな資料のそろっております地方氣

象台にお聞きいただければありがたいというふうにわれわれは考えているわけでございます。

で、やはりスクラップ・アンド・ビルトと申しますが、私どもとしては、先ほどもお話を出しまし

た衛星センターの整備とか、あるいはその地域観

測網の整備とか、大きな仕事を抱えておりまして、

いずれも予報、警備の精度を上げまして、人身、

財産にかかるような災害を幾らかでも少なくし

たい、そのためには最新の技術を使っていかな

きやならないということ、その方向にスクラッ

プ・アンド・ビルトということでやっておりまし

て、通報所をお勤めの方というのも移ります先は

地方気象台とか、さらに高度の官署に移りまして

高度の技術を習得していただく、そういうことを

考えております。もちろん昭和五十二年度におき

まして九十名の増員をいたしておって、削減

は四十四名で、四十六のネットの増になつており

まして、生首が飛ぶというようなことはございません。

○野田哲君 いま、もう少し詳しく知りたければ

どこそこへ聞けばいいんだと、こういう説明であ

りますけれども、そこがやっぱり問題なんですよ。これは大臣こういう実情を御承知かどうか、

福井県の大野気象通報所がどういう状態で利用さ

れてるかといいますと、最近の例をとつてみま

すと、二月一日から十五日の半月間で四百六十回

ここに電話がかかってきているんです。一月じゅ

うは九百七十九回この大野気象通報所へ地元の人が

電話で照会をしてきているんです。しかも、この

一月、二月の照会の主な内容といふのは、やはり

積雪の状況、気温の状況で、聞いてくるところと

いうのは大野の市役所の各関係の部署の人、ある

いは税務署、建設省、北陸電力、農林省、農協、

をつくり、それを地方気象台に送り、それに地方

こういうふうな官公庁や公的企業をやつておるところからこういう照会が通報所へ殺到してきているわけですね。長岡の場合、あるいは富山県の礪波の例なんかたくさんあるわけです。こういふうに通報所を使つていて、これを、もうちょっと詳しければこれは気象台の方へ聞ければいいじゃないか。こういうふうに一言で突き放され

ております。これがぼくはやはり住民に対する

サービス、こういう面が気象行政の中でこれはお

ろそかにされている一つのあらわれじゃないかと

思はんですよ。こういう実態を、もっと大臣も率

直に耳を傾けていただいて、これはもう地方自治

体が——これは私は野党だから言つてゐるんじや

ないですよ、各二十三カ所の自治体の皆さんの方

の自民党の人も含めて、与野党一致で、市長や議

長や町村長、町村議長が要望しているわけです。

思はんですよ。こういう実態を、もっと大臣も率

りだけではこれは了解は得られないですね。やは

りこれだけ使つていて、これから残してほしいとい

うものは、職員も二名ずついたものを何もスクリ

ップ・アンド・ビルトといふような形で住民か

ら離れたところへ集中してしまわなくとも、大し

た金のかかるあれじゃないですよ、親しまれてい

るんですから残せばいいじゃないですか。もう

ちょっと納得できるような、わかりやすい表現で

考えを聞かせてください。

○政府委員(岩田弘文君) 私ども、先生御指摘の

よう気象通報所には二名おるわけでございますのは、

が、私どもの予報サービスの主眼と申しますのは、

予報精度を上げて向上させていくことが使

命でございますので、それを分散させて資料を

あちこちにばらまくことはなかなかむずか

しいことでございますので、私どもは、数年来予

報中枢の系列化ということを推進いたしまして、

ノアの衛星の受電でございますとか、あるいは全

世界から集まってまいります気象資料、そういう

ものを本部で電子計算機に入れまして予想天気図

をつくり、それを地方気象台に送り、それに地方



験用の中型放送衛星とか、これは運輸省の管轄ではないかもわかりませんが、こういうふうなものも計画されているやに聞いておりますのですが、いわゆるこの衛星打ち上げ計画といふのは現在どういうふうになつていて、概況について説明をさせたい。

○政府委員(園山重道君) 御質問のございました  
衛星の打ち上げ計画につきましては、御承知のよ  
うに、宇宙開発委員会がございまして、この宇宙  
開発委員会で計画を定めておるところでございま  
す。現在具体的に打ち上げが計画されております  
のは、五十二年度、来年度におきまして、いま問  
題になっております静止気象衛星、これを七月に  
打ち上げことになります。引き続きまし

て十一月に実験用中容量前述通信衛星——通信衛星の実験衛星でございます。これを十一月に打ち上げます。さらに、来年二月には実験用中型放送衛星、これを打ち上げることになつております。これらの三衛星は、いずれも米国に打ち上げを依

頼いたしまして、米国が打ち上げの部分を担当いたしまして、その後静止軌道に投入した部分は宇宙開発事業団が担当することとなつております。そのほか、御承知のように、宇宙開発事業団が開発しておりますNロケットによりまして打ち上げる衛星の計画がござります。これは、来年度

に打ち上げまして一ヶ月間機能したわけでござりますが、その後故障を生じまして機能を停止しておりますので、それのかわりになります衛星を打ち上げることになります。それから、このNロケットによりましては、五十二年度末に通信衛星の実験衛星、これは非常に高い周波数を使つて実験でございますが、これを打ち上げることになつております。さらに、このNロケットによりましては、五十六年度に、実験衛星のIII型と言つております、これは将来の大形衛星に備えまして、いろいろ大型衛星に必要な技術を確立するための実験衛星でございますが、この打ち上げが予定されております。さらに、このNロケットでは、現

在静止衛星としたしまして重量約百三十キログラム程度の衛星しか打ち上げることができません。したがいまして、来年度のこの三衛星、アメリカに打ち上げを依頼するわけでございますが、こういった実用規模の約三百五十キログラムぐらいの静止衛星を打ち上げるために新しいロケット、N-ロケットを増強いたしたもののが開発を考えております。これをN-2型ロケットと称しておりますけれども、このロケットを開発いたしまして昭和五十五年度に試験打ち上げを行いまして、昭和五六年度に、今回七月にアメリカに打ち上げを依頼いたします静止気象衛星の第二号を打ち上げるという計画をいたしております。

なお、このほか、御承知のように東京大学におかげまして科学衛星の打ち上げを行つておられますが、毎年約一個の割合で科学衛星が打ち上げられるという計画が現在宇宙開発委員会で決まっておるところでございます。

○**喜山昭範君** この衛星打ち上げを五十二年の七月、五十二年の十一月、そして五十三年の二月に打ち上げるロケットについては、これは要するにアメリカに依頼をするわけですね。ということはいまお話ございましたように、現在日本ではこれを打ち上げる能力はない。それで五十六年には全部自前で打ち上げられる。大体いまの話はそういうことですか。

○**政府委員(園山重道君)** そのとおりでございまして、今回打ち上げますような静止軌道上で約三百五十キログラム程度の実用衛星というものを由前で打ち上げられるようになるのが五十六年度ということになります。

○**喜山昭範君** この五十六年に打ち上げられる、三百五十キロまで打ち上げられる計画というのは、これは順調に進んでおるんですか。

○**政府委員(園山重道君)** ただいま申し上げまして、来年度の予算、政府原案にも計上されてゐる大きいロケット、N-2型のロケットの開発、あるいはそのときに打ち上げます気象衛星の開発、両方とも必要な予算措置が講ぜられておりまして、

○峯山昭範君　これはそのときにならなければなりません。  
かりませんからこれ以上詳しいことはもう言いたくない  
せんが、今回の静止衛星の問題ですが、ことこの  
の発注の経過とか、あるいは契約の状況とか、一  
は一体どういうふうになつてゐるんでよろしく  
か。

○参考人(松浦陽恵君)　ただいま御質問のこと  
いました静止衛星でございますが、これは軌道を  
星とは若干内容が違うところがございます。と  
しますのは、軌道衛星——普通に、ただロケット  
で打ち上げまして、地球の周りを回るというだ  
のものでござりますと、軌道を制御する装置を  
持つております。静止衛星は、一度地球の周囲を  
に、長い橿円形でございますが、そういう軌道  
衛星を打ち上げまして、その後、地球の自転と  
期をするように円軌道に変換をいたします。そし  
から、円軌道に変換いたしましても地球の自転と  
進んでおると考えております。

たがつて、開発、打ち上げの問題等もございまして、アメリカの技術援助を静止衛星につきましては、いまのところ得ております。これはかなりな部分援助を受けております。

業者の選定でございますけれども、これは御承知のとおり、アメリカにおきますそういう能力を持つた会社も、日本の衛星メーカー、それぞれ技術提携等をいたしておりますので、そういう系列を選びまして見積もりをあらかじめとる、あるいはそのための技術的な内容及び金額的な内容についてもしてプロポーザルを提出してもらいまして、その上で合理的な判断基準のもとに決定させていただく、総括して申し上げますとそういうことでござります。

○**峰山昭範君** もう少しわかりやすく言つていただきたいんですけどもね。われわれ、こういうふうな方面の専門家じゃございませんんで、素人にもうちょっとわかりやすく説明してもらいたい。

必ずしもとんびしゃり合うわけにはございませんので、若干のずれがある状態になります。これで微調整をいたしまして、静止の位置のところまで持つてくるというふうにいたします。これは地回転の速度と、それから地球の周りを回ります衛星の速度の差を利用していたしまして、順次希望位置に持つてまいります。そういう制御装置を持っておるものでございます。しかし、人工衛星をつくります手順なり作業といたしましては、一般に、宇宙機器として十分使用に耐える品物を製作する能力を持つておるところならばいいわけでございます。今までやりましたものは、御存じのとおり、「きく」II号、これは先月打ち上げまして、今月初めに静止軌道に持つてまいれたわけでございますが、そういう、いまの軌道の修正装置を行います装置を單につくれるという能力だけではなくて、それをいかにして動かせるか、すなはち衛星を運用いたしますのに必要なソフトウェアでございますが、これをつくれる能力を持っているところでないとだめなわけでございます。

要するに、今回のこの法案に関連のあるいわゆる静止気象衛星ですね、これは、要するに一体どこが発注して、それをどこが受注して、そして一体どういうふうになつてているのか。もう少しあかりやすく説明してもらいたい。端的で結構です。それで、いついつ契約をして総額は幾らだったのか、これはやつぱりもとわかりやすく説明してもらいたいですね。それから、アメリカが打ち上げる、また橢円形にこう打ち上げる、それを円軌道に修正をする、そしてその後微調整をする、こういろいろやるわけですね。いまおっしゃいましたですね。どこまでが向こうの打ち上げの責任の範囲内であって、どこからが日本の範囲内であるのか。これは要するに、たとえばアメリカはどれだけの予算を使つたということを私まだ聞いてないんですねけれども、大変な予算が必要るわけでしょう、現実の問題として。その予算を使って、ばあんと打ち上げるだけ打ち上げたと、けれども日本とのこの後の調整のあれがうまくいかなくて何にもならなかつたとかいうことが現実に出てくる可能

たがつて、開発、打ち上げの問題等もございまして、アメリカの技術援助を静止衛星につきましては、いまのところ得ております。これはかなりな部分援助を受けております。

業者の選定でございますけれども、これは御承知のとおり、アメリカにおきますそういう能力を持つた会社も、日本の衛星メーカー、それぞれ技術提携等をいたしておりますので、そういう系列を選びまして見積もりをあらかじめとる、あるいはそのための技術的な内容及び金額的な内容についてもしてプロポーザルを提出してもらいまして、その上で合理的な判断基準のもとに決定させていただく、総括して申し上げますとそういうことでござります。

○峯山昭範君 もう少しわかりやすく言つていただきたいんですけれどもね。われわれ、こういうふうな方面の専門家じゃございませんんで、素人にもうちよつとわかりやすく説明してもらいたい。

性があるわけでしょう。ですから、われわれそちらのところもありますので、端的にそこのこととを説明してもらいたい。もつとわかりやすく言いますと、いまの契約の経過の問題、これが一つ。それからもう一つは、違う意味で言いましょう。この衛星本体の、いわゆる開発製作費というようなものですね、それからさらには、この今回の打ち上げ費用、これは一体一基当たりどの程度かかるものなのか。そしてそれを今度は気象庁自身が地上でいろいろとやるわけですね、いわゆる地上施設といいのは、一体、全体でどの程度かかるのか。今回のいわゆる法案に關係のあるこういうふうな装置といいのは、国の予算を全部でどの程度使ったものなのか。これはやっぱりわかるように説明をしていただきたい。

○参考人(松浦陽恵君) 御説明申し上げます。

現在の静止気象衛星でございますが、私たちは日本電気にこれを発注いたしております。と申しますのは、日本電気はアメリカのヒューズ社でござりますが、ことと提携をしている会社でござります。ヒューズ社はアメリカにおきまして静止気象衛星も含めまして衛星の経験の非常に豊富な会社でございます。そういう状況のもとで、気象衛星をどこに発注するかということを昭和四十九年に検討いたしましたが、そのときには二社候補が考えられました。その場合にまず考えなければならない重要な問題は、技術的に希望する衛星ができるかどうか、ということがまず第一の問題でございます。で、静止気象衛星に載せます最も重要な、われわれはミッション機器と称しておりますが、その機器は可視・赤外走査放射計、こういった長つたらしい名前のものでございますが、その放射計をつくるところはいまのヒューズ社、これは実際に放射計をつくっておりますのはヒューズ社の子会社でございます。そこで、それからフランスのエンジニアード・マトラー社、この二つしかございませんでした。ところが、その私たちが急いでかくかくしかじかの気象衛星を打ち上げることにして折衝しろと、こういう御命令を受けました

時点から、打ち上げまでの期間を考慮いたしますと、どうしてもいまの可視・赤外走査放射計でございますが、これがちゃんと使えるものがつくれるといふものをまず見当つけなきやならないわけです。その時点で、いまのヒューズ社の方で使われるという放射計の方は、地上の試験も十分終わりまして、これならば宇宙において実用になるという確認ができた時点でございました。ところが一方、フランスのエンジニアード・マトラーの方での放射計の場合は、まだ試作の段階でございまして、地上における試験の結果すら十分つかめていないという状況でございました。その上、先ほども申し上げましたように、この二つのどちらかの放射計を使うということを前提にいたしまして見積りをとりました結果も、確かにビッサーが使える——これはいまの可視・赤外走査放射計の略でござります。VISSR、ビッサーと、こうわれわれよつちゅう呼んでおりますが、これは使えるという余裕が時間的になかつたわけでござります。金額の点ともにらみ合わせましてこちらの方に決定をした次第でござります。

○参考人(松浦陽恵君) 御説明申し上げます。衛星の契約金額でござりますが、約八十七億円でございます。それから、アメリカのNASAに打ち上げてもらいまして、その後静止軌道に持つてまいる作業がござります。静止気象衛星の場合には、ただいま申し上げました日本電気と提携関係にありますアメリカのヒューズ社が静止軌道に持つてまいりますオペレーションを行なう能力を持つております。したがつて、私たちはその結果を確かなものにいたしまして、気象庁の方で実用実験をおやりになるという目的に十分こだえられるようになります。で、日本電気を通じましてヒューズ社にこの作業も発注いたしております。その関係の費用が約五十億円弱、四十九億円でございます。

なお、追跡管制をいたしましたのは、日本の国内の衛星の追跡管制関係の設備の整備しなけれども、これはNASCとの関係で申し上げますと、こればかりはどのくらいになるんですか。

○参考人(松浦陽恵君) お金の方面でもう一つ申し上げますと、NASAに依頼いたしました打ち上げの費用は約五十億円でございます。

○参考人(松浦陽恵君) お金の方面でもう一つ申し上げますと、NASAに依頼いたしました打ち上げますと約四十億円と、これは先ほどの五十億円とはまた別。

○参考人(松浦陽恵君) 説明が大変まどろっこしくて失礼申し上げましたが、NASAにお願いしましたものとは別に、追跡管制の費用といたしまして、ソフトが、すなわち静止位置まで持つてまいりますオペレーションを行う作業につきましては、十分これならば自信が持てるという方策をとつたわけでございます。

○参考人(松浦陽恵君) そうすると、もう少し端的にお伺いしますが、まず第一点は、この日本電気との契約は、これは宇宙開発事業団がやつてあるわけですか。

○参考人(松浦陽恵君) そうですね、それは宇宙開発事業団がやつてあるわけですか。

○参考人(松浦陽恵君) おつしやるとおり打ち上げたのが四十九億円、それから地上の施設関係が、他のものと共通ではございませんので、八十九億円になると申し上げたわけでございます。

○参考人(松浦陽恵君) そうしますと、要するにNASAでばんと打ち上げる費用というのが五十億円になりますので、八十九億円になると申し上げたわけでございます。

○参考人(松浦陽恵君) おつしやるとおり打ち上げるだけでございます。

○参考人(松浦陽恵君) それではさらにもう一点確認しておきたいんですけど、この静止気象衛星の打ち上げる本体が、先日日本に送られてきたそうですが、これは二個のうち一個とかいうことですが、これはどういうわけで日本に送ってきたんでしようか。

○参考人(松浦陽恵君) この衛星の追跡管制を行なうのは全部アメリカ側でござりますね。

○参考人(松浦陽恵君) おつしやるとおり、確かにアメリカにそのオペレーションを依頼いたしましたが、NASAとの関係で申し上げますと、これは日本側の責任でやる作業でございます。

○参考人(松浦陽恵君) おつしやるとおり、確かに、先ほど話ございました打ち上げ費用ですか、NASAとの関係は。これはいま先ほど四十九億円とおつしやいましたが、これはNASAの

ざいます。したがって、そこにござります地上の設備と衛星との電波のやりとり、こういうものが真つ当にできるかどうかということをこちらに持つてまいりましてテストをする必要があったわけでござります。したがって、こちらに一時持つてまいりましてそのテストをいたすことにしたわけでこちらに持つてしまつております。

○峯山昭範君 これは私は、新聞等でも多少報道をされておりますけれども、追跡管制の装置が、筑波以外にも沖縄、種子島、そして勝浦、こうあるわけですね。そういうよう現物を持っていかなきやそういうようなことはできないのですか。そういうへ理屈でいけば全部種子島に運んでいき、沖縄に運んでいて、一々やらなきやいかぬということになりますね。これは、要するにそういうふうなことをしなければいけないようなものですが、実際問題として、こういうふうなものは、何というか、従来の常識で考えるようなものじやないでしょ、実際問題。相當な科学的な最前線をいつている、そういうふうなものを、一々わざわざ何千万円もかけて運んてきて、そうして突き合わせをしなければいけないものなのかな。こういふ必要はないんじやないか。現実に開発事業団の中でもそういうふうな声があつたといふ、費用のむだ遣いじやないかという話も出しているわけだけれども、これはどうなんですか。

○参考人(松浦陽恵君) いまの衛星と地上設備との両立性、いわゆるコンパティビリティーでございますが、この両立性、すなわちかみ合わせがうまくいかどうかということを調べるのにいろいろな方法がござります。これは地上設備のかわりにそれを運んでテストをする方法、それから、衛星を設置がある場所に運んでテストをする方法というのがござります。今回の場合は、実は衛星は筑波宇宙センターに置きまして、沖縄、増田、勝浦等と必要な回線を結んでテストを行つてござります。この方法は、いろいろな方法がござります。衛星を開発する会社、また実際に衛星を

○参考人(松浦陽恵君) 私たちの見当では、これは衛星を注文いたしました金額の中に実は一括して入つてある金額でございまして、こちらに運んでまいりましてテストをするというだけが切り離されて契約しているものではございません。約三千三百万円というふうに考えております。

○峯山昭範君 これは先ほどの製作費の中に、いまの問題は全部含まれてゐるわけですか。

○参考人(松浦陽恵君) そうでございます。

○峯山昭範君 いずれにしましても、この問題はわれわれ中身全くわからなくて審議をしてゐるわけですね。ですから、そういうような関係的具体的な資料は何もないわけです。何も私たち決算委員会じゃございませんから、そこまでやる必要はないけれども、今後はやっぱりいろいろなことが心配されるわけです。そういうような意味では、やはりわれわれにも多少審議できる程度の資料は提出をしていただいて、こういうような問題について詳細に審議をするようにしていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、この問題はこの程度にしまして、次に運輸省の法案の中身の問題で、特に設置法の問題について私は質問します。

これは從来から何回も問題になつておりますけれども、まず今回の設置法で、これは大臣も御存じのとおり、日切れ法であるということできょうの朝の理事会でも問題になりましたけれども、要するに、三十一日の本会議ではせひともこの法案を成立させてもらいたい、こういう要望なわけですね。われわれも反対ではございませんから、何も

使う、あるいは発注主と申しますか、そういう方々におきましていろいろなやり方でテストをいたしております。しかし、いすれにしましても地上で使います機器と衛星とのかみ合わせ試験というのは、何かの方法をとつてやる必要がございまして、この方法をとつてやる必要がございましたのでこれ以上ありませんけれども、すでにこの準備は進んでいるわけですね。すでに着々と準備は進んでいるということです。打ち上げの時期も決まつていて。しかも、衛星そのものこちらの方へやつてきて、宇宙開発事業団の方で点検し、いまやつてあるということです。それから、第二の方の問題の、気象庁の付属機関としての気象通信所を廃止すると、これもすでにもうそういう方向で準備が進められておる。さらに第三の東京航空交通管制部、これも非常にもう問題でございまして、これはもうすでにこの二月八日から現地へ移つて業務が開始されている、こういうふうになるわけですから、それで、一体この問題については運輸省はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

これはなぜかと言ひますと、私は当内閣委員会でこの設置法の審議をするときに、設置法がまだ通らないうちに現物はもうすでにできている、あるいは実態は様転している、これではわれわれ困るわけです。ですから、この問題についてはぜひとも私は、今後政府として取り組んでいただきたいといひませんし、きちっとしたわれわれが納得できるような答弁を、きょういただきたい、このように考えておるわけです。この問題についてはどういうふうにお考えか、まず大臣の所見をお伺いしておきたい。

○国務大臣(田村元君) 施設によりましては、その完成までに何年もかかるものもござります。で、施設の建設につきましては、その間予算案の御審議を願つて、それを通じて、いわゆる国会の御審議を願つておるところでござります。予算案の審議を願つておるところでござります。予算案の審議に際しましては、施設の完成後どのような組織によって運用する予定かを、やっぱりできるだけ明瞭にすることが適当であると考えます。できるだけそのように今後措置してまいりたいと存じます。

○政府委員(山上孝史君) 先生御指摘の現業業務そのものにつきましてはおっしゃるとおりでござ

○峯山昭範君 こうなつてくると、これは大臣、もう大問題です、実際問題ね。その建物を建てるとかどうこうするということについて長年月がかかると、当然そのことについては、予算の方で確かにその承認をされていらっしゃるでしょう。しかししながら、私はこの移つてどうこうするということについて問題があると言つてはいるんじゃないんです。確かにその問題については、必要だからそうせざるを得ないと私は思ふんですよ。けれども、私は国の行政機関というものはそういうものじやないと、要するに、国家行政組織法の第八条で、いわゆる國のそういうふうな設備、そういうふうなものはすべて法律の定めるところによつて設置をされ運用されるわけですね。そうすると、法律が設けられる前に現実にもうこの実態は動いているわけです。航空管制そのものが行われているわけですよ。ですから、それはわが内閣委員会のいわゆる審議権というのを全く無視して、別のところで、もうこの四月一日、一日と言つていますけどね、もしこれが通らなかつたらどうなります。もう大変なことになりますよ、実際問題ね。法律でないものが実際に動いているということが現実にもう起きているわけですからね。私はきょうわざわざ官房副長官に、官房長官なり総理大臣なり、だれなり出てもらいたいともう厳しく言ったのは、こういうふうなのがわが内閣委員会の審議の過去の経過から毎回出ているからなんです。これはもう具体的に会議録ずっとありますけれども、たとえば六十四国会で、法務省設置法改正案で刑務所の移転の問題、それから總理府設置法改正で、これは第六十五国会ですか、ども公文書館の建設の問題、さらにこれは法務省設置法、七十一国会で刑務所の移転の問題、それから七十二国会で總理府設置法で迎賓館の問題、ずっとこれはもう毎回、その都度大臣がこの内閣委員会に参りまして、いや実はもういろいろな事情ありますけれども、予算の段階でこうございましたのでも、うでき上がつてああなつていますから何とかと、いつもそなんです。しかも、当内閣委員会で過

去一番問題になつた、たとえば農業者大学校なんというのがありましたけれども、この農業者大学校なんかの場合はもう三年間も法案が通らなかつた。そのため、卒業生が出てくると、もう卒業生が出てきて、卒業証書にこの学校の名前と校長さんの判こを押さないかぬ、判こを押さぬことは卒業証書なんか出せないから何とかつていうので、わが内閣委員会での法案も渋々結局通りました。けれどもね、こういうふうなことが私はたびたび許されていたんでは、当内閣委員会で設置法を審議する意味が全くなくなつてくる。

実は、行政管理庁にお伺いをいたしますが、今回この行政管理庁は、私はこの問題については、たとえば大臣 この予算もたとえば昭和四十六年からやつてはいるということが実際あるわけですね、ですから、こういうことは見込まれるわけで、前々から議題になつてはいるわけですね。そこで、その設置法そのものをもう少し早く出す、早い時点で出してわが内閣委員会で審議をする、そして早い時点でこの法案を通して、そういうふうにするか、または、いろんな方法があるわけですね、たとえばそういうふうなものができれば準備委員会のようなものが現実にその予算で執行されているわけですから、そのためには各省庁には現実にたとえばこの準備委員会のようなものが設置され、それに定員もつけてやつてはいるわけでしょう。まあそういうふうな観点から、私は何らかのきらつとした政府の姿勢というものがなければ、今はもう具体的に会議録ずっとありますけれども、たとえばこの運輸省設置法を簡単なわが内閣委員会を通すわけにはいかない、こう思つてはいるわけですよ。たとえばそのいまの問題と、行政管理庁は今回のこの査定の段階で、各省庁からはずいぶん出ましたけれども、そういうふうな中で、現実に幾つか承認をし、あるいは不承認にした問題がありますね。そういうふうな一つ一つの問題について、たとえば実態上は現実にもう設置されつづつあると、たとえば行政管理庁自身が、もう建物が現実にできてない、今回もそういうふうなものを認めざるを得

うな、たとえば今回も文部省やいろんなところですいぶん新しいものができますね。農林省にもずいぶんできます。こういうようなものが、たとえば厚生省の国立循環器病センターなんといふのは、これは大阪の万博の跡にもう現実に建物がでていますわ。ですから、そういうような査定の仕方、あり方、これはやっぱり設置法の出し方と絡んで、行政管理庁自身がこの問題を考えるべきじゃないか。さらには、もちろん政府全体として考えるべき問題なんですねけれども、あわせて答弁もらいたい。

○政府委員(辻敬一君) 政府部内におきます各省庁の機構、定員等の管理方針でございますけれども、これはあくまでもその年度の政府の事業計画に確実に組み込み得ることが明らかになりました。そこで、各省庁が具体的な計画なり内容なりを添えて、私どもあるいはまた大蔵省に対して要求を提出するわけでございます。そして、政府部内におきます所要の調整を経まして、予算編成の一環として機構あるいは定員につきましては、この政府全体としての最終的な意思決定を行つて、かような仕組みになつてはいるわけでございます。ただいま御指摘のように、施設の整備が機構等の新設に先行しているのではないかという点でございまますけれども、先ほど運輸大臣からお答えもございましたように、施設の整備自体につきましては、それぞれ當該年度の予算において御審議を願つておるわけでござります。

なお、機構等のあり方につきましても、私どもが審査をいたし、あるいはまた、ただいまのよう別途法律案として御審議を願つておりますのは、行政機構としての國の行政組織の基準法でござります国家行政組織法の規定に照らしまして、どのような組織形態とすべきか、たとえば付属機關が妥当であるかどうかというような点、あるいはまた、どのような所掌事務を与えるべきかといふ点から私どもが審査をいたし、また現に御審議を願つてはいるわけでござりますので、それ 자체、十分意味のあることではないか、かように考えておるわけでございます。

○峯山昭範君 いまの問題、きょうは官房副長官、大変お忙しいところを御出席をいただきましたので、官房副長官に、この問題についてはぜひひととおりお尋ねをいたい。私は、これは運輸大臣もあわせて答弁いただきたいと思います。まずは、この問題だけじゃないわけですね。たとえば、現実には運輸省が、もう設置法が通る前にいや、実態は移つてないと言うかもしませんよ、管理部門はいるんだと言うてますけれども、實際は要するに、東京航空交通管制部というのは航空管制が主たる業務なはずですからね、その主たる業務は現実には新しいところへ移つて、そこで仕事をしているわけです。あとの管理部門といいまして政府部内におきます所要の調整を経まして、予算実態は移つてないと言ふかもしませんけれども、それは廢止すべきところにいるわけですからね、法案が通つていないからというだけの理由で。ですから、こういうふうな方は、私はやはりまずいと思うんですね。少なくとも、こういう国家行政組織法の第八条という法律がある以上はね。ですから、そういうふうな意味では、今後設置法を内閣委員会に出す場合に、これはやっぱり法律をきちっと守ると。そして、われわれのこの審議が、ただ単に事後承認という形になつてはいるわけですね。これではわが立法府としての使命は全くないんです。そのところを踏まえて、この問題について今後どういうふうに対処していかれるか。過去、それぞれ大臣の答弁が全部あるわけです。先ほど運輸大臣が答弁したような答弁をしようとつらうしていらっしゃるわけです。けれども、これは一つも改善されないですよ、これは。ですから、私は何らかの意味で、こういう答弁だけじゃなくて、やっぱりこれがです。けれども、これは一つも改善されないですよ、これは。だから、私は何らかの意味で、こういう答弁だけじゃなくて、やっぱりこの問題は現実の問題として改善をしていただきたいたい、こういうふうな意味できちつとした答弁をお伺いしたい。

○國務大臣(田村元君) いかに必要な施設でありましても、やはり立法の手続を安易に考えておられると、やはり立法の手續を安易に考えておられないと思います。その意味では、いま御指

掲の御趣旨、まことにそのとおりであると私も存じます。私自身も国議員でございます。これらは、たとえば今回の気象衛星センターの場合であります。

○政府委員(塙川正十郎君) 官房長官が現在訪米中でございますので、私は副長官でござりますが、かわりにお答え申し上げたいと存します。

先ほど来、峯山先生のお話のごとく、施設の実際の決定よりも先に予算が先行しておつて、設置法によつて後追いをしてそれを認めていくというような、こういう姿勢がいけないんだと、こういふことでございました。そこで、これをどうして、予算に計上するときにこの施設の内容、運営に至るまでのものが、どうしたら早く理解もしていただき、それをあわせて審議していただくようになりますかということでおざいます。それは峯山先生のお話をございましたように、いろいろな恵をやつぱり出していかなきゃならぬだらうと思うのでございまして、私たちもそういうことについて、審議が並行してやついていただけるよな、そういうふうにいろんな面から恵を出してみたいと思つたりいたしております。

その一つとして、予算に計上いたしますときに、事前に、あらかじめこういう施設であるとか、あるいはこういう機構であるといふようなことを理解していく大くよなものも考えてみたらいかがと思つたりいたしますし、また仰せのように、その施設の建設経費を予算に計上いたしますときには、すでに設置法とあわせて出せるようであれば、そういうことも努めてやつていかなきゃならぬだらうと思つたりいたしますし、いざねいたしましても、何かいろいろと恵を考えてみてください。

○峯山昭範君 これであれしますけれども、いかがいろいろと恵を考えてみて、現実にそぐうよな方法を努力してまいりたいと、こういうように思います。

○峯山昭範君 これであれしますけれども、いかがいろいろと恵を考えてみて、現実にそぐうよな方法を努力してまいりたいと、こういうように思います。

○峯山昭範君 これまで無理は言いません、やっぱりね。そ

れは、たとえば今回の気象衛星センターの場合であります。

も、昭和四十六年ごろからこれはできて準備にかかるたままであるわざですかね、そこら辺から、初めて設置準備室が設置されて、この準備、スターからもう設置法というわけにはいかないと思うんですけれども、少なくとも、たとえば五十一年度ですけれども、少なくとも、たとえば五十一年度には設置準備室が設置されて、この準備、スターとしているわけですね。定員も百五十人か、百五十六人かな、何人かついでスタートしているわけ

です。ですから、どこかの時点ではこの設置法を出せるときがあるはすなんですね。そういうような意味では、ぜひともこの問題は、これは当内閣委員会は運輸省のこれだけではございませんでした。そのほか今国会では相当わが内閣委員会にこの問題が出てまいります。御存じのとおり、外務省のそれぞれ領事館ございまして、文部省の国立婦人教育会館とか国立国際美術館とか、そのほか厚生省の先ほど言いました循環器病センター、そのほか農林省とか、いっぽいこれは出てまいります。これは、法律に合わせて、今後こういうような問題が起きないように、立法府において前もつて何らかの審査ができるようやつぱりきちっとした体制にしていただいた方がいい。ですから、私はこういうような意味で、今後過去の大臣の答弁もここにあるんすけれども、すべて、何かするといふうな意味、あるいは今度も建物ができるいるから何とかしてほしいといふこと、あるいはいろんな答弁をしておりますけれども、これだけはいかがませんので、ぜひともこれは政府部内でもお考えになつていただいて何らかの結論を出してほしい。そうでないと、この法律、運輸省設置法はきょう何らかの形で、これはもう先ほどいろいろなあれもありましたから議論するにしまして、も、今後そのほかの法律がまた同じようにかかると思います。ですから、ぜひとも今後の問題とかもう少しもあつたから議論するにしまして、この問題は慎重に検討して、何らかの結論を出してまいります。ですから、ぜひとも今後の問題とかもう少しもあつたから議論するにしまして、この問題は慎重に検討して、何らかの結論を出してまいります。これがもう先ほどいる

ようになります。

○政府委員(塙川正十郎君) 仰せのとおり、できることは、実はまだ頭の中で整理いたしておりません。ただ、言えますことは、気象衛星センターが設立にかかると、その説明は地元に十分なさなけれども、それでも廃止するんだという場合においては、たまでも改善するような方向を出していきたいと思いますし、そういうことについて、また、こういふ改善案をということが提示できますように努力いたしたいと思います。

○峯山昭範君 結構です。

○岩間正男君 田村運輸大臣は、気象通報所の存続か廃止か、こういう問題について決して硬直した態度はとらないとおっしゃいましたが、さらに四月一日の予定を変更して慎重に検討すると、こういふふうに答弁されたわけです。これは、世論と各党の見解に耳を傾ける、こういう態度についてはわれわれは非常に評価してもいい。こういうふうに考へるわけあります。われわれも、現地の二十三の自治体に電話をかけたり、また現地の意見を調査しまして、その意見を全部聞いた。いろいろありましたけれども、結局、廃止してほしいといふうな意味、あるいは今度も建物ができるくらいありますけれども、それは、われわれとともに、今後の政府の処置をわれわれとても責任を持つて見守りたいと思うんです。検討の内容、慎重に検討するとおっしゃいましたが、この内容について二、三点お聞きしたいと思うのです。

まず第一に、現地の関係者の意見を十分に聞く、それから、現地の住民の要求に基づいて納得いく形での問題を解決すると、こういふうに考えてよろしいですか。

○國務大臣(田村元君) 実は、三月三十一日で廢止するということは既定方針でございまして、御承知のこところであります。私は、きょう委員会にお伺ひして、まあ妙な言い方かもしれないが、これは存じませんが、科学的に言えば、気象庁の申しますように通報所というものを廃止してもよいのございましょう、即日廃止してもよいのかもされません。しかし、いかに本来業務でないといえども、從来まあ一つのよき慣例としてサービスを提供してきたわけですが、サービスの低下を來してはこれは地元に御迷惑もおかけし

てこちらへ持つてまいつたのではございません。

でござりますので、いま具体的にどのようにといふことを実はまだ頭の中で整理いたしております。ただ、言えますことは、気象衛星センターが設立にかかると、その説明は地元に十分なさなけれども、それでも廃止するんだという場合においては、たまでも改善するような方向を出していきたいと思いますし、そういうことについて、また、こういふ改善案をということが提示できますように努力いたしたいと思います。

○國務大臣(田村元君) 地元の納得を得るための努力をすることは、これは私当然だと思います。

同時に、私はさつきも申し上げたように余り科学的な方でないものですから、気象問題の詳しいこ

とは存じませんが、科学的に言えば、気象庁の申しますように通報所というものを廃止してもよいのございましょう、即日廃止してもよいのかも

されません。しかし、いかに本来業務でないといえども、從来まあ一つのよき慣例としてサービスを提供してきたわけですが、サービスの低下を來してはこれは地元に御迷惑もおかけし

ます。でありますから、仮に廃止するならすると、すまいし、それは、思い立つたからといって直ちに廃止に踏み切つて、きょうから終わりだよといふものではない、そういう考え方の上に立つて私は決断申し上げた、こういうわけでございます。

○岩間正男君 わかりました。つまり、実施は気象庁の一方的な判断のみでやらないと。そこで地元の意見を聞いて、そうして十分納得するような方法、そういうものをとつてこれは実施すると、こういうふうに解釈してよございますね。ようござりますか。

○国務大臣(田村元君) 地元の納得を得るための努力を懸命に図る、これは当然のことだと存じます。

○岩間正男君 それじゃ、結局、その具体的な手段として現地調査をするというようなことも一つの条件です。それから、現地で意見を、公聴会という名前をつけるつけないはいざ知らず、そういうものを聴取する、それから、参考人の意見を聞くとか、こういう手段をやはり私はとられるということは当然必要じゃないか。先ほども、コミュニケーションの欠如があつたかも知れないというふうなことを大臣おっしゃいました。だから、コミュニケーションの欠如を埋めるには、いま言ったような方法があるわけですね。そういうものをおとりになる、当然だと思いますがいかがござりますか。

○国務大臣(田村元君) いまのような問題を含めて検討す  
かりでござりますので、具体的なことはちょっと申し上げることを避けたいと存じます。

○岩間正男君 いまのような問題を含めて検討す  
ると、こう考えてよろしくございますね。

○国務大臣(田村元君) 三月三十一日に廃止をす  
るという前提の上に立つておりますが、その三月三十一日にこだわらない。これを変更しても

慎重に検討いたしたいという趣旨で申し上げております。

○岩間正男君 委員長にこれはお願ひ申し上げたいのですが、当委員会としても責任があるわけですね、これは先ほどの経緯から見て非常に責任がある。したがつて、内閣委員会としても現地の参考人の意見を聞くとか、それから現地調査をやる、そういう方法をとるべきだと思いますが、どうで

しょうか。

○委員長(増原恵吉君) 理事会で相談をいたしました。

○岩間正男君 ゼビこれはそのように願い申し上げたいと思うわけです。まあ単にここで答弁して、そもそも本当に、何といいますか、かつこうだけつけて通すというようなことはこれはま

ずいですね。しかも、これは運輸省設置法を通すための手段というようなものではないだろうと私は確信しております。

そこで、これは気象庁長官にお聞きしますが、

先ほどからの答弁によりますと、本来の業務ではない、通報の業務というものは本来の業務で

はなかつたと。最初はそう考へないでやつたんだ

と。しかし、これはだんだん地域の人たちがいろいろの要求を出してきて、また気象の情報も聞きた

に来る。そういうことで、これは非常に、私は最初にどのような意思で技術的には受けられたかは

知りませんけれども、現在と性格が変わっている

と思ふんですね、大衆的な非常に広がりを持つた

が、早急に相談をして決めなければならないと思

いますが、まあ気象台等から人を早急に派遣する

とか、いろんなことがあるだろうと存じます。先ほども申しましたように、まだ私は決断をしたばかりでござりますので、具体的なことはちょっと申し上げることを避けたいと存じます。

ないです。気象業務といつものがそのような民

主的な背景を持って、広がりを持った、内容を持つたということなんですね。それがどこが悪い。これ

は新しい私は政策の前進だというように考えるわ

けですね。その問題についてやはり政治的にも判

断していくのは当然じゃないかと思うんです。こ

の点は一体どうなんですか。あくまでどうも技術

的な立場に立つて、そうして廃止しても大したこ

とないんだ、こういうふうにむげに退けられる、

そういう傾向にあるわけです。その点どうです

か。いま大臣は決断されたということは非常に私

は重要なと思う。それに従つて当然これは気象業

務のやり方についてもこの辺でやっぱり考え直さ

れる必要がある、こういうふうに思うわけですが、

いかがですか。

○政府委員(岩田弘文君) 先生ただいま御指摘の

ように、また大臣からお話をございましたように、

この問題につきまして、私ども地元の関係者の御

理解を深めるよう努力をしてまいりましたけれ

ども、なお不足の点もござりますのでこれから努

めさせていただきたいと思いますけれども、先生

御承知のように、気象通報所は、雨量ロボットの

中継を……

○岩間正男君 あのね、私は、基本的な態度で結

構です、いろいろお聞きしたから、今まで。

基本的に大臣のそういう答弁を、決断されたものを

本当に生かすという方向で、今までのあなたた

ちが……

○政府委員(岩田弘文君) 私どもの技術的な問題

といつしまして、御承知のように気象業務と申し

ますのは、私どもを御視察願えばよくわかると思

いますけれども、コンピューターを入れましたり、

気象衛星を入れましたり、非常に通信も発達いた

しましたし、また気象学も発達してまいりますし、

いろいろの分業ができてまいりました、いろいろの仕事をお問い合わせに応じていかな

きやいかぬのじやないか。より広いサービス、あ

るいはより高度のサービスをするためにはどうし

ても資料の多くあるところでやつていかなきやな

らない。また、そういう技術のバックも持つた

方々、いわゆるいろいろの専門の方々が集中して

おられるところでサービスをしていくということ

が、一番本当の皆様方へのサービスになるんじや

ないかと思って、地方気象台で集中をしていくと

いうことをやつてしましました。なお、そのほか

の地元のサービスにつきましても充実していかな

ければなりませんので、なお御了解を得たいと

思つております。

○岩間正男君 私は長官にお聞きしているんで

す、長官に。つまり多くのことをいろいろわれわれ

お聞いています。何遍もこれはお聞きしたんだか

らね。そうじやなくて、いま大臣が決断されたそ

ういう方針でもって、つまり、われわれは、気象

業務の問題、それが非常にいま大衆的に国民の要

求によって拡大されていっている。これのつまり

通報業務といやつをもつとやっぱり豊かにやつ

ます。また電話でお問い合わせに対してもお答えするという方法もある。そういうものを総合的に考えまして、私どもとしては最も国民に本当の意味でのサービスをする。つまり極端に言えば、私どもときどき外れて大変御迷惑かけておるわけですが、それでも、当たらない予報を幾ら丁寧に御説明してもこれはもう本質的にいけないわけで、どうしても当たる予報をまずつくる、そしてそれを今まで適時適切にやる。そういうものを総合的にわれわれとしては踏まえて、そして本当の意味で地元の方々や国民の方々にサービスしたい、そういう方向で考えていただきたい、そういうふうに思つておるわけであります。

○岩間正男君 私が言いたいのは行政の民主化の問題なんです。国民の要求に即応して、その要求

にマッチした、そういう行政をやるかどうかとい

うこと、これが基本的な態度です。だから、先ほ

ども言わされましたあなたたちは予報業務の確度の

高いそういう情報を提供するのを本務とするんだ

と。これは私も結構だ、それはやつていただかな

きやならぬと思う。同時にしかし、国民的にその

ような要求が広がっている。そしてそれらはもう

本当に要求は浸透しているんですよ。そうでしょ

う。だから先ほども話があった七百件とか九百件

くらい通報所に聞いてきている。それで生活上の

問題から農業から商業からいろいろな問題聞いて

きているんでしょう。それに答えるというその任

務が通報所にない。そういうことはこれはあり得

ない。だから、そういう点でこれは大臣も決断を

されたんだから、その決断されたもの生かして

いくということは今日の官僚陣には必要だ。失礼ながら私はそう思う。技術面では非常にとにかく

専門的でこれは結構だと思います。それだけでは

やつていけないんですよ。そのところが見えなくちやだめなんです。だから気象業務そのものを

何回私はこれで論議したかわからぬ。毛利長官時代でも、何回もこれは運輸委員会でもやつたし、

当委員会でもこれはやつてきたわけだ。そのこと

ころの何というか、あなたたちの態度、姿勢がや

はり変わるべきあるんだ。要するに行政の民主化だ。だれに、どこに目を置くか。国民の立場に目を置いてやつていくんだというこの基本線を忘

れたら、そんなものは政治でなくなるんだ。行政の一環で血の通わないものになっちゃう。これを恐れている。この官僚陣の貧血を恐れているんだ、私は、いまの日本の政治の中で。まあ、少し口幅つ

たいことですが、そういう点から、この気象局に

はそれが残存しているということをやはり本当は指摘せざるを得ないのです。だから大臣の決断と

いうのは非常に重いと思う、私は、非常にきょうの決断は、私はすばらしいことだと思っているんで

ですよ。

そこで、こういうことを当然これはおやりになる、民主的な手段をとるということになりますと、

ちょっとやそっとで簡単に、一週間や十日というようなことにならぬと思う。だから、大体のめど

はいつごろになるか知りませんけれども、これはいつごろまでこれをやられるか。夏までかかるのか秋までかかるのか、そんなに急がなくたつていいんでしょうか。私はそのことを申し上げたいですね。

○岩間正男君 その前に聞きたいんですが、そういうことになりますと、

りますと、四月一日から一齊に全廃するというこの気象台長会議の結論、それから札幌気象通報所

の出した通達、先ほど野田さんが指摘された、こ

ういうものは、これは当然撤回されるわけですね。

当然そなならなきや平仄が合わないわけですか

ら、その点は、やはり正確にしておく必要があるんじやないか。ようございますね、それは。

○政府委員(若田弘文君) ただいま先生御指摘の札幌の文書と申しますのは、まだ長官決裁をやつ

ていない時期に出された文書でございますので、もう昨日そういう情報が入りましたので、早速十分慎重に札幌に注意をいたしております。

○岩間正男君 正式に出されていなければ、これは廢棄すべきだ。これは確認しておきます。そうでなきや

全然これは、われわれ国会議論何のためにやつて

いるのかわからない。その点は明確に。これは言うまでもないことだ。大臣、ようございますね。

当然そうだ。うなづいておられましたから、まあちょっとこれ発言していただきたい。

○國務大臣(田村元君) 私が三月三十一日付で廃止するということの日付を変更しても検討いたしますと言いましたのは、すべてを入れております。

○岩間正男君 私の質問、これで大体の筋は終わ

りますけれども、二、三点最後につけ加えたい。

人なんだね。ところがどうです。今度の豪雪と対

比するのも少しえどとしては大きいかもしれません

が、今度の本年度の豪雪は、本当にこれは史上ま

れな豪雪だ。死者が九十二人、負傷者が五百六十

八人、被害額が約四千億ですね。だから、私は

これは気象通報所を廃止しなければこういうもの

がなくなるとは、それはイコールじゃありません

よ。そういうふうに極端なことを言うわけじゃあ

りません。とにかく気象通報所があつて、もう少

し地域の、本当に測候所というと広いですから、

それを通報所の、地域と本当にマッチしたそ

ういう情報が出されていれば、私は仮ですよ、いま

の一割被害がこれで免れることができたとしても

大変な得だと思うんですね。こういう点ではもう

少し考えていただきたい。三十六人を削減して、

大もとを尋ねれば、当委員会で何年か前から問題

になつた総定員法とそういうものがいままで生きて、

ちらちら絶えずこれは幻影的に圧迫している、そ

ういう中で三十六人を切らないとぐあいが悪い。

一方では今度の気象衛星のセンターをつくるため

に九十人をふやすのだからふえているのだ、こう

言つているけれども、いわば天界の方はふえた、

気象衛星の方は。その方は国際的な問題もありま

すけれども、とにかくわれわれもこの気象衛星

打ち上げにはこれは反対しておりません。しかし、

これと対比的に、やはり国民の要求の方が全部切

られているという何か印象を与えたのでは、やつ

ぱりこれは片っ端の気象行政になります。そういう点から考えれば、私はやはりむしろ気象通報所なんというのは、もと八十カ所あったそなうですが、もっとふやして、そして本当に国民との交流の場にしていいんじゃないかと、こういうふうに思うのですね。アメダスの問題で、アメダスがありますからというのは何遍もこれは耳にたがができるほど聞いてまいりました。これも、雪とか、いろいろな霧の問題とか、そういうような問題でありますといふことを言われた。しかし、これは実際やられたかどうかということがありますと、これにはまだその点は不十分な点がたくさんある。そういう点から考えて、私はここでやはり単に削減反対というようなことでなくして、むしろ本当に大衆的なそういう希望を満たす方向に気象行政を豊かにするためには十分な点がたくさんある。それで、これについては欠点をなくすような努力をしますといふことを言われた。しかし、これは実際やられたかどうかということがありますと、これにはまだその点は不十分な点がたくさんある。そういう点から考えて、私はここでやはり単に削減反対といふことを言われたが、おいでになつたら答えていただきたいが、いままで何回も問題にしたのです。一律五%の削減の問題、これは佐藤総理も当委員会で発言されたことがあるのは、野田さんもさつき言われました。ふやす非常に必要なあるところが出てきてるのだから、ここはやっぱりふやすということ、そして本当に国民の利益を守るという方向でやっていく、こういう点について私はやはり政策的にも検討する必要があるのではないか、こういうふうに思うわけです。削減によつてむしろ失うことが非常に多い。地域住民がこれに対して反対しているのを強引にやつたという、そういうことね。それから、実際、害が非常に豪雪の場合なんかあつたということ。台風国として、台風の季節には毎年繰り返されてる。こういうことを考えますというと、私はこういうものは人員を今までやしても、むしろそこ

ましょ。そういうことをまた当然運輸大臣御努力になられたばららしいことだと思うのですが、いかがですか。この点だけでも何でしたらお答えいただきたい。

○政府委員(山上孝史君) 運輸省の昨年八月十日の閣議了解に基づく削減につきましては、もう先生御承知のように、五十二年度から四年間で千三百九人削減するということになつております。これは率で言いますと、政府全体が三・二%ですが、それに対しましてやや下回つて三・一六%ということになつております。その中で特に気象庁については、国民の生命財産に直接關係がありまして、災害防止という見地からもいろいろ配慮いたしまして、五十二年度から四年間で百七十三人削減率で言いますと二・七九%。運輸省全体が三・一六%の中で二・七九%ということで、削減は避けられませんけれども、その率は極力配慮しております。

○岩間正男君 もう一つ補助的にお聞きをしておきたいのですが、残りの四カ所ですね、これは残すと言わされましたね。鷹巣、一関、それからどこだったか、四カ所ありましたな、弘前とあともう一つ。

この四カ所はどうなんですか、残すと言われたけれども、電気通信の装置ができるといふ結局これでは廃止するという方向を考えていられるんじゃないですか。これもやっぱりほかの十九カ所と同じように検討の対象になるわけですね。これはいいがでですか。これだけは別にして十九カ所については検討すると、こういうことなんですか。あと四カ所はどうなんですか。

○政府委員(岩田弘文君) 四カ所につきましては、まだ、先生御指摘のとおり通信の中継の無人化ができませんので、ただいまのところ検討の中に入つております。

○岩間正男君 ちょっとこれは大臣おかしいんじゃないですか。無線中継所、これは残すということになつているんだが、実際はまあいろいろ聞いてみますと、これは無線中継所、VHFですか、これができるますね、これは廃止する。これはし

かし、地元サービスの業務の引き継ぎについてはやつぱりほかの十九カ所と同じよう検討するのでなければおかしいでしょう。先ほどそんなことは、これは野田さんも聞いていられないですね。これは当然含まれるものと考えてよろしいです。これから検討も何も要らんわけです、残すんですから。

○國務大臣(田村元君) この四カ所は残すんですから。それは無線中継所と同様に入ることで、それが、機械が入ると、無人になつてしまつという可能性が十分あるんだが、そうじゃなくて、やはりここのことでも地元のサービスはやるんだ。地元のサービスをやるんですね、だから、十九カ所と同じように取り扱つて検討するわけですね、だから、十九カ所と違ひなんぞということではさつきの答弁に合いません。

○國務大臣(田村元君) この四カ所はまだ人を削減するわけもありませんし、残すんですから、だからもう検討の余地なしです、これは。

○岩間正男君 ああそうですか。それじゃ地元サービス業務は引き続きやると、こう確認してよろしく。

○國務大臣(田村元君) この四カ所はまだ人を削減するわけもありませんし、残すんですから、だからもう検討の余地なしです、これは。

○岩間正男君 ああそうですか。それじゃ地元サービス業務は引き続きやると、こう確認してよろしく。

○國務大臣(田村元君) この四カ所はまだ人を削減するわけもありませんし、残すんですから、だからもう検討の余地なしです、これは。

○國務大臣(田村元君) お答え申し上げます。現在の東久留米の管制部の隣に小学校、中学校がありますことは十分承知いたしておりますし、そこでのPTAの方から、すでに昨年の春に請願が出されまして運輸委員会に付託されたことも存じております。私どもの考え方は、當時御答弁したとおりございましたけれども、現在の東久留米の管制部が、この設置法が通りますと埼玉県所沢市に移転するわけでございますが、そのときにどうしても残さなければならない施設が、マイクロ波の中継施設、鉄塔が二本立ちまして、その鉄塔のための発電設備とかその他のもの、あるいは宿舎の一部等を残す必要がございますが、それ以外のところは要らなくなるわけでございます。それにつきましては、私たちなるべく早く残地の整理をいたしまして、更地にいたしまして大蔵省に返すというふうにいたしております。

○國務大臣(田村元君) お返しできるというふうな考え方を持っております。

東久留米の管制部の隣に現在小学校と中学校があります。同一敷地内にあつて児童生徒は約二千人いるわけです。そうして、校地をこれは中学校、小学校が併用しているわけです。両方でね。そのため両校とも、全校集合体育の授業とか、運動会、クラブ活動その他の学校運営に大きな支障を来しているのが現状です。で、そういうことから、父母たちから今度の航空管制部の移転の跡地をぜひ校庭用地として払い下げてほしいという運動が起っているのは御承知だと思います。で、東久留

米市としても、市長名で運輸省や大蔵省へも陳情を行つてることも御存じだと思います。で、運輸省にお尋ねしますが、このような地元の要望を聞いておられますかどうか。それから、管制部の建物や施設の移転はいつ完了する予定ですか。また跡地としてはどのくらい残る予定ですか。これをお聞きしたい。

○政府委員(高橋寿夫君) お答え申し上げます。

現在の東久留米の管制部の隣に小学校、中学校がありますことは十分承知いたしておりますし、そこでのPTAの方から、すでに昨年の春に請願が出されまして運輸委員会に付託されたことも存じております。私どもの考え方は、當時御答弁したとおりございましたけれども、現在の東久留米の管制部が、この設置法が通りますと埼玉県所沢市に移転するわけでございますが、そのときにどうしても残さなければならない施設が、マイクロ波の中継施設、鉄塔が二本立ちまして、その鉄塔のための発電設備とかその他のもの、あるいは宿舎の一部等を残す必要がございますが、それ以外のところは要らなくなるわけでございます。それにつきましては、私たちなるべく早く残地の整理をいたしまして、更地にいたしまして大蔵省に返すというふうにいたしております。

○國務大臣(田村元君) お返しできるというふうな考え方を持っております。

○岩間正男君 それじゃ大蔵省にお尋ねしますが、この地元の要望をすでに聞いておられますか。

○國務大臣(田村元君) ただいまの先生お尋ねの財産は、現在運輸省所管空港整備特別会計の行政財産でございまして、昭和五十三年の秋をめどに大蔵省が所管がえを受ける予定でございます。地元の方から小中学校のグラウンドにという御要望のありますことは大蔵省といたしましても承知いたしております。ただ、現地におきましては、まだ面積も確定しておりませんし、処理方針は具体的にはまだ決まっていないわけでござりますけれども、国有財産の処分の大原則でござります公用、公共の優先という原則に従いまして今後検討いたすことになるわけでござります。

○岩間正男君 特に要望したいんで、まあ運輸大臣も結構でござりますと、こうおっしゃつてはいるんですけど、地元の要望を尊重して跡地を払い下げられるように要望したいと思うわけですが、これについて検討されますか。検討つて、まあできただけこれを実現するように努力してほしいと思うのですが、いかがですか。

○説明員(山本昭市君) ただいま御説明申し上げましたように、十分に検討いたしまして、国有財産審議会の議を経た上で最終的に確定したいと思つております。

○岩間正男君 念のために聞いておきますけれども、地元に払い下げるというようなことが起りましたら、これが実現した場合にはどのような条件が考えられるのですか。これは無償譲渡になりますか、それとも何か地元負担というようなものが考えられますか、どうでしょう。

○説明員(山本昭市君) これは今後の検討の課題でございますが、一般的に申し上げますと、特別会計と一般会計の間に有償の整理をいたした財産でございます。したがいまして、一般会計から処分をいたします場合も、原則として時価処分によるというふうに考えております。

○岩間正男君 原則として何ですか、いまよく聞こえなかつた。

○説明員(山本昭市君) 時価による処分でござります。時価でございます。

○岩間正男君 教育施設ですからね、これは尊重されるという立場で大蔵省も運輸省も御努力を願いたいと思う。

○説明員(山本昭市君) 時価による処分でござります。時価でございます。

○岩間正男君 教育施設ですからね、これは尊重されるという立場で大蔵省も運輸省も御努力を願いたいと思う。

#### ○委員長(増原恵吉君) 暫時休憩をいたします。

午後二時五十一分休憩

午後三時三分開会

○委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○河田賛治君 大臣も御承知のとおり、ことしは非常に雪が多かつた。で、国鉄あるいはその他の交通機関の被害も多いし、とにかくいろんな交通について問題を投げかけているわけです。特に気象条件というもの、これが正確に気象庁が把握して、正確なものを情報として流さなくちゃならぬ。これもまた不十分な面がずいぶんあります。それからまた、これに応じて国鉄その他の運輸機関、交通機関というものが対応していかなくちゃなりませんが、これもなかなか、少し雪が降ったり、

雨が降ったり、風が吹いたりすると、科学の粋を誇る新幹線ですらちょいちょい運休をしておりまします。こういう点はやはり今後の運輸行政で直さなければならぬと思いますが、いずれにしましても雪なんかでもことしに始まつたことではないので、関ヶ原あたりに行きますと、大抵毎年わざかな雪でも運休が出たり、あるいは遅延する事故が起つていてるわけですね。そういう点で、もっともつと雪に対しても、たとえば新幹線が新潟県へ出るとすれば、あそこは非常な降雪地帯ですね。そうすると、いまのような状態では冬はかなり運行休止というようなことが続くんじゃないかと思うわけですよ。だから、散水で雪を防ぐというようなああいう状態のままでいいものかどうか、ああいうところの技術も少しメスを入れて、少しは雪ぐらには耐えるような新幹線にしてもらいたいと思うわけです。それからまた、きょうの新聞を見ますと非常に恐るべき事態が発生していますね。あのATCが、七十キロに減速するところへ百六十キロというようなあれが出ていますね。これまで二、三そういうことがありますと、幾ら電子計算機だ、電子装置だといいましても、ますますこれは危険な状態で安心できぬわけです。事故があつたら非常な大きな災害になると思うんです。こういう点で、運輸省の仕事は非常にいろんな面から私は大事な問題があると思うんです。

それで、きょうはしかし時間の関係でこの法案からはじまつとはみ出しますけれども、二、三の問題で質問したいと思うんです。

○河田賛治君 大臣も御承知のとおり、ことしは法律案を議題とし、質疑を行います。

○河田賛治君 大臣も御承知のとおり、ことしは休憩前に引き続き運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○河田賛治君 大臣も御承知のとおり、ことしは非常に雪が多かつた。で、国鉄あるいはその他の交通機関の被害も多いし、とにかくいろんな交通について問題を投げかけているわけです。特に気象条件というもの、これが正確に気象庁が把握して、正確なものを情報として流さなくちゃならぬ。これが新しい運賃の法定制の緩和ということです。これが国会へ提案されました。この問題は、もちろんこの内閣委員会の所管ではありませんので、これは運輸委員会での審議に譲りますが、昨年の

大幅な値上げ以降、三ヵ月間の傾向を見ますと、未曾有の雪害があったにせよ、年末年始の旅行、帰省客、またスキーパーなど、好シーズンであったにもかかわらず、五〇%値上げというものの収入増がわずか三七%。当初目標に対して二九%、値上げ分も含めて——という状態で、利用者比較は前年度の、全国平均で八六%，新幹線が八五%，グリーン客は新幹線が六四%，在来線が六五%，A寝台が六三%という非常に一層の商業紙から言いますと国鉄離れの状態がいま出ているわけですね。これは非常な特徴だと思いますが、このことは昨年の大幅値上げというものが非常に生活を無視した、ことに減速経済に入つて失業者がたくさんあり、また会社当局もいろいろと経営上非常にけちけちな運動をやると、また、政府にしましていろいろな旅行とか研修とかというようなものを持らして、多少でもこの方の予算を縮減するという事態が生まれている。したがつて、それが国鉄なんかにも影響していると思うんですが、この大幅値上げによっての国鉄離れの傾向といふのに対して大臣はどういうふうに認識されておりますか。これが一つと、それから、昨年もこの問題はよくありましたけれども、いろいろと減収に伴つて国鉄当局が工事費あるいは車両の修繕、これらをカットしていく、したがつて保安対策にも重大な影響を与えるという時期がありました。ことしの傾向からしまして、こういう問題についてひとつ大臣の所感を聞きたいと思うんです。

○國務大臣(田村元君) まず後段から申し上げますならば、災害防除等につきましては、保安も当然でございますが、これは私は国鉄の財政内容以前のものとして取り組まなければならぬ問題だと存じます。先般の上越線事故なんかを見ましても、しみじみとその感を深くいたしております。ありますので、国鉄の予算編成等に際しましても、災害防除優先の指導をいたしたい、このように考えております。

○河田賛治君 次に、この国鉄離れをしたとい

乗客がどこへ行つたかということは、御承知のとおり、年間で最も利用率が低いという航空大手三社ですね。日航、全日空、東亜三社の各路線はいずれも九〇%以上の満席状態が続いている。日航、全日空が十八億円、東亜が四億円、総計四十億円もの増収があったということを報せられて、年間の最盛期の八月に迫る状況だと言われております。

この好調の最も大きな理由は、高くて遅延続いていることを集中したということは報せられたと思つています。

そこで問題は、この好調の航空大手三社が、こし八月をめどに一九%前後の値上げを最近表明しております。きのうきょうの新聞を見ますと、日航の社長あたりは必ずしも一九%にはこだわらぬということを申しておりますが、これは国鉄が現在一九%の値上げを一応要求して、その状況に応じて、これが実施されると一層の国鉄離れ、乗客の大幅な減少が続くことを見越して、国鉄と競合関係にある航空運賃を引き上げようとするものにはならないと思うんです。よく新聞などでも裏を読んでいまして、この値上げの裏には行政指導があつたといふような、国鉄よりも早く航空会社の方を値上げをしてくれといふような話があつたといふようなことを、うそか本当か知りません、こういうことも書いているぐらいどちらも一九%の値上げということで符節が一致しているわけですね。航空運賃の値上げ要求の根拠には、着陸料とか、あるいは航行援助の施設利用料、こういうものの引き上げが理由づけられておりますが、しかし、御承知のとおり最近の為替相場の関係から見ますと、すぐには下がらせんけれども、要するにドルで買えば安く物が買える、そしてこれが一定の期間を過ぎればこれは安く売つてもいいわけですね、石油なんか。そうすると、いまのこのような為替状態が大体続くと思うんですが、そうしますと、だんだん人件費は上がるにしましても、燃料なんかはそこそこえぬのじゃないかと思うんです。

○國務大臣(田村元君) 国鉄の運賃を値上げを申請していくから、その前に航空運賃の値上げを申し上げておられるとか等々の問題がすぐ一般に波及てくるわけですが、こういう問題について、運輸大臣は交通政策の面からどのようにお考えなのか、これらをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、国鉄の運賃を名目一九%程度値上げしたいと考えておりますことは、これは事実でございません。これは私はここで声を大にして申し上げておきたいと存じます。

さあさかの抵抗を感じます。日本航空あたりはいささか決算状況よくないようでございますが、全日空なんか非常に決算の内容がよいように聞き及んでおりません。決算の内容のよいものにその運賃を値上げする、私は、これは国民が納得しないだろうと思つて、ありますから、私自身はこの昭和五十二年の航空運賃値上げはしたくないとおもいます。決算の内容のよいものにその運賃を値上げする、私は、これは事実でございません。しかし、だからといって航空運賃がこれに便乗して値上げをするということは、私はいささかの抵抗を感じます。日本航空あたりはいささか決算状況よくないようでございますが、全日空なんか非常に決算の内容がよいように聞き及んでおりません。決算の内容のよいものにその運賃を値下げは値下げとして、国際がそれは喜ぶことは言つまでもありません。しかし、現在この四〇%もの大幅な落ち込みが続いているがらがらのグリーン車対策としては、その割引対策が、大都市から何か百キロ近くまでの都市に限るなどと、この程度の小手先の対策では実際には対応できぬのじやないか。それからまた、大臣は三月十八日の記者会見で、グリーン料金は三割程度でなく、もっと割引をすべきだ、こういうことをおっしゃって、大幅値下げ論を述べたと報道をされてゐるが、その真意はどうなんでしょう。また、呼び戻し策をより積極的にするためには、同じ四〇%の落ち込みながらがらと言つておられるAの寝台料金ですね、あるいは特急、急行料金などについても、この際、乗客ができるだけ国鉄に誘引する意味からも、見直しをする必要があるんじやないかと、こういうふうに思ひますが、限定せずに、他の交通機関の問題もいま御指摘があつたわけでござりますが、本来ならば総合運賃体系と連携できるといふふうに考えております。

○國務大臣(田村元君) 三割程度以上という数字を申した覚えはございません。そういうふうに具體的なことを申したわけではありませんが、私は、これから国鉄に検討してもらわなきやなりませぬし、またわれわれの意見も述べなきやならぬと存じます。たとえば東京都の場合一つ例にとりましてもそれが言えるかと思います。でありますから、そういう面につきましては、私自身柔軟にこれを見守つてあげなきやならぬかと思ひますけれども、航空運賃につきましては、先ほど私が申し上げたよな心境でござります。

○河田賢治君 いま国鉄が財政上非常に困難な時期にある、しかも乗客が非常に減つてきておる。特にグリーン車とかあるいは寝台券、国鉄がこの二月二十四日に周遊券の二割引きを実施し、三月十八日には、グリーン料金の値下げ等を四月中旬の実施を目指して検討しているということを発表し、いわゆる乗客呼び戻し対策ということらしいのですが、この一方では運賃値上げをもくろんでいる点から、はなはだ矛盾した態度なんですけれども、値下げは値下げとして、国際がそれは喜ぶことは言つまでもありません。しかし、現在この四〇%もの大幅な落ち込みが続いているがらがらのグリーン車対策としては、その割引対策が、大都市から何か百キロ近くまでの都市に限るなどと、この程度の小手先の対策では実際には対応できぬのじやないか。それからまた、大臣は三月十八日の記者会見で、グリーン料金は三割程度でなく、もっと割引をすべきだ、こういうことをおっしゃって、大幅値下げ論を述べたと報道をされてゐるが、その真意はどうなんでしょう。また、呼び戻し策をより積極的にするためには、同じ四〇%の落ち込みながらがらと言つておられるAの寝台料金ですね、あるいは特急、急行料金などについても、この際、乗客ができるだけ国鉄に誘引する意味からも、見直しをする必要があるんじやないかと、こういうふうに思ひますが、限定せずにござります。

それから、まあ特急料金、急行料金、A寝台等についての御指摘もございましたが、もし仮に問題提起として前面に出るとすれば、A寝台の一万円という問題であろうと存じますけれども、これについての御指摘もございましたが、もし仮に問題提起として前面に出るとすれば、A寝台の一万円という問題であろうと存じますけれども、これは私、実はまだ寝台の利用の落ち込みというものは私、まだわれわれの意見も述べなきやならぬと存じます。が、一般論として申せばそういうことでござります。

しましたけれども、まだ寝台の方まで目を通しておりませんので、どうするこうするということは、自分の感触としてもちょっとと申す時期ではないと存じますが、いずれにしても、国鉄全体を今までいう大改革をする。御承知のように、従来は運賃値上げだけに頼った国鉄の再建築でございましてが、今度は國鉄の営業範囲の拡大までさせようというわけでござりますから、こういう大改革のときにいろいろなことを含めてしさいに検討することには、これは必要であろうかと存じております。

○河田賢治君 これが最後ですが、もう一つ大臣に見直ししてもらいたいといふ問題があります。

それは列車の遅延による払い戻し制度なんですね。ことは非常な豪雪で、新幹線に例をとれば、

ダイヤどおりに走ることが新聞のニュースになるといふうに、運休あるいは遅延が重なつてお

りました。ことし、まあ余り数字を挙げてもしょうがないんですけども、とにかく運休本数が、

十二月が百一本、一月が三百三本、二月が二百四十二本、三月は、まあこれははつきりした締め切

り日がわかりませんからやめます。ですから、相

当な数で、最高二月は四%にまで運休率が高まつております。この中で、一時間以上とか二時間以上といふものがありますが、これによって払い戻しがなされてしまうわけです。特に新幹線では、御承知のようにこれまで一時間で払い戻しをやっておりましたが、博多が開通するとともに一時間といふことになりました。この二時間というのは、

御承知のとおり明治時代にこれが決められた遅延承知のとおり明治時代にこれが決められた遅延の時間だということですね、明治時代に決められたんです。二時間おくれれば遅延料を払うと。ところが、御承知のとおり明治から大正、いま昭和の大体五十年、半世紀を過ぎましたのです。それから、列車を見ましても、私たちの子供のときに世界的にも有数なスピードアップ車にもなり、いまは電化されて非常にスピードアップ、特に新幹線なんかは

は例の石炭をたいてとぼとぼと走っておりました。これがディーゼル車にもなり、いまは電化されて非常にスピードアップ、特に新幹線なんかは

が、まあ在来線でどこからどこまでかはよく標準

がわかりませんけれども、これで二時間おくれたら遅延料を払い戻すと。そうすると、これに準じていまスピードの要求される時代なんですから、

というわけでもありますと、在来線の二時間の最低の一時間半とかいうふうに、むしろスピードに合

わせてこれも縮めていくのが私は常識だと思うわけですね。いろいろ、どこからどこまでをどうす

るとか、一時間何分がどうだとかいうことはあるでしようけれども、そういうふうに時代が動いて

いる、それからまた、技術が動いてだんだん変わってきた、スピード化されておれば、その一番おく

れたときの二時間も標準にしてそれで払い戻し

を決めるというのはちょっと時代に私はそぐわないんじゃないかと思うんですよ。だから、これは

いろいろ計算上ややこしくなるかもしませんけれども、とにかく新幹線が博多へ着いて、二時間

十二月が百一本、一月が三百三本、二月が二百四十二本、三月は、まあこれははつきりした締め切

り日がわかりませんからやめます。ですから、相

当な数で、最高二月は四%にまで運休率が高まつております。この中で、一時間以上とか二時間以

上といふものがありますが、これによって払い戻しがなされてしまうわけです。特に新幹線では、御承知のようにこれまで一時間で払い戻しをやっておりましたが、博多が開通するとともに一時間といふことになりました。この二時間というのは、

御承知のとおり明治時代にこれが決められた遅延承知のとおり明治時代にこれが決められた遅延の時間だということですね、明治時代に決められたんです。二時間おくれれば遅延料を払うと。ところが、御承知のとおり明治から大正、いま昭和の大体五十年、半世紀を過ぎましたのです。それ

きしたいと思うんです。

○政府委員(住田正二君) いま遅延の場合の払い戻しの問題について御指摘があつたわけでございますが、この問題については、利用者の方々からいろんな意見が出てきているわけでございます。

この払い戻しの制度というのは国鉄持有一の制度でございまして、たとえば、飛行機の場合にはお

くても払い戻さない、それから外国の国鉄の例を

見ますと、やはり払い戻しをしている国といふのはほとんどないわけでございまして、日本固有と

いうか、特有の制度になつております。先ほど明

治というお話をされたけれども、大正七年ぐらいに

始まつた制度でございます。

で、現在、先ほどお話をございましたように、二時間以上おくれた場合には全額払い戻すといふことになつております。新幹線の場合に、現在東京—大阪が三時間十分で動いているわけでございますが、二時間、したがつて五時間十分以上かかつた場合には全額払い戻すという制度でございます。

昔は急でも八時間ぐらいかかるといったところになつております。新幹線の場合には汽車賃だけしか二時間、したがつて五時間十分以上かかつた場合に全額払い戻すという制度でございます。

大阪が三時間十分で動いているわけでございま

すが、二時間、したがつて五時間十分以上かかつた場合には全額払い戻すという制度でございます。

時間が三時間十

分で払

い戻

すと

いふ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

「いませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

○国務大臣(田村元君) ただいまは、運輸省設置  
法の一部を改正する法律案について、慎重御審議  
の結果、御可決をいただきましてことにありがとうございました。  
私といたしましても、本委員会における審議の内容を十分尊重いたしまして、気  
象予報の精度の向上、航空交通の安全の確保等、  
運輸省に与えられた任務の遂行に全力を尽くす所  
存でござります。  
○委員長(増原恵吉君) 本日はこれにて散会いた  
します。

午後三時三十七分散会



昭和五十二年四月五日印刷

昭和五十二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W